

市民開放パソコンマニュアル

総務部

企画課

1. 市民開放パソコン設置の目的

富津市は、市民の皆様への各種行政情報の提供といった住民サービスの向上を図るため、市内 2 拠点に市民開放パソコン（以下パソコン）を設置しています。

2. 利用者の範囲

どなたでも利用できます。

3. 利用方法

利用するには、パソコン机に備えてある「市民開放パソコン利用者名簿」に必要事項を必ず記入してください。

4. 利用時間

使用時間の目安は 30 分程度とし、順番待ちの方がいる場合は譲り合いをお願いします。

5. 使用料

無料です。

6. その他

○飲食しながらのご利用はご遠慮ください。

○皆様が使用する大切なパソコンですので、ていねいに扱ってください。

※フリーズしたり動作が不安定になったとき、むやみに叩いたり振動を与えたりしないでください。故障の原因になります。なお、パソコン等機器の故障が、明らかにご利用者の瑕疵によるものであると判断できる場合、修理代の一部を請求させていただくことがあります。

○パソコンに周辺機器を接続しないでください。

○マウスやキーボードなどの付属品を取り外さないでください。

○閲覧先はウェブフィルタリングで限定されています。利用できないサービス、または正常に動作しないサービスがありますのでご了承ください。

※以上の注意事項を守れない利用者の方はご利用を中止させていただく場合があります。